

ベーシックインカム

——21 世紀のための簡素で強力なアイデア——

フィリップ・ファン・パレース

キリスト教大学ルーヴァン校 [ベルギー]

フーヴァー経済・社会倫理学研究所 所長

B I E N (ベーシックインカム国際ネットワーク^(*) 議長)

[原著 2000 年版の序文]

この報告の最初の版は、ポルトガルから出ていた EU 議長の後援のもとで 2000 年 2 月 1~2 日、アルマンシル(ポルトガル)で開かれた国際セミナー「EU における貧困との闘いのための政策と手段：最低限所得の保障」のために作成された。その改訂版は、ベーシックインカム欧州ネットワーク第 8 回会議 (2000 年 10 月、ベルリン) における基調報告となり、ワークショップ「再分配を考える」(2002 年 5 月、ウィスコンシン州マディソン) でも、Bruce Ackerman と Anne Alstott の論文とともに、同様に使われた。

[訳者注]

原著者はその後、この 2000 年版に加筆し、現在は 2004 年版の閲覧の推奨している。この翻訳の過程では、理解の難しい箇所や用語について、原著者に代わって、B I E N (ベーシックインカム・アース・ネットワーク) のウェブサイト上の”Newsflash” の編集者 Yannick Vanderborght 氏 (キリスト教大学ルーヴァン校教官) に照会した。記して感謝の意を表したい。なお、[] 内は訳者注または補足、断りなきは原注である。原文で () 内が長い場合は、各項の文末に移した。

訳注^(*) 1986 年、ベーシックインカム欧州ネットワークとして設立、2004 年、国際組織に拡大。2 年毎に大会を開催し、隔月でウェブサイト上の”NewsFlash”では、ベーシックインカムに関する最新情報を提供している。

(<http://www.basicincome.org>)

ベーシックインカム

——21世紀のための簡素で強力なアイデア——

すべての市民に適度の所得を無条件で与え、それに他からの収入を加えることは任意とする。

このきわめて簡単なアイデアは、驚くほど多様な起源をもっている。この2世紀の経過のなかでは、それは、呼び名も例えば、「領土配当 territorial dividend」「国家ボーナス state bonus」「人民給付 demogrant」や「市民賃金 citizen's wage」「普遍給付 universal benefit」「ベーシックインカム basic income」などと多様さをもって、それぞれに検討されてきた。しかし、その多くの場合、成功とは言い難い。しかし、この20年の間、このベーシックインカムは、かつてなく、かつ急速に、公的な議論のテーマとなった。ある人は、失業や貧困など多くの社会的疾患のための不可欠な救済手段と考え、他の人は、馬鹿げたもので、経済的に欠陥のあるものであり、倫理的にいかがわしい提案であり、できるだけ早く忘れ去られるべきもの、思想の歴史のごみ箱に捨てられるべきものと非難している。

この論議に光を当てるため、私は、ベーシックインカムとは何か、何は違うのか、既存の所得保障制度との違いは何かについて、より多く発言することに取り掛かった。これを背景にすれば、ベーシックインカムが何故これ程大きな注目を集めているのか、何故それへの抵抗が強いと予測されるのか、どのようにしてそれが結局は克服されるのかをより理解しやすくなるであろう。ベーシックインカムは忘れ去られることもなければ、捨て去られてはならないというのが筆者の固い信念である。ベーシックインカムは、現在もまた将来も強力に、最初は論争を、そして次には新しい世紀における現実を形成するであろう簡素なアイデアのひとつなのである。

1. ベーシックインカムとは何か？ 何はそうでないか？

ベーシックインカムとは、政治共同体がその構成員に対して、ミーンズテスト（資力調査）や就労条件なしに、個人ベースで支払う所得である。私はこの定義を採用する。この定義は、英語表現としての”basic income”の実際的な使用や、他のヨーロッパ言語においてよく使われる”basic income”の訳語、”bürgergelt” “allocation universelle” “renta básica” “reddito di cittadinanza” ”baisisinkomen” “borgerlon” などにもすべて適合するわけではない。これら用語の実際的な用法のいくつかには幅広いものがある。そのなかには、例えば、世帯主の状況や、tax credit（税額控除額の現金給付）の形態での実施も含めている。他の人々の用法は狭く、例えば、ベーシックインカムの水準が、ベーシックニーズを満たすに足りるか、他

のすべての所得移転と置き換わる水準に一致することを要求している。上記の定義の目的は、その用法を規制することが目的ではなく、議論を明瞭にするためである。

(1) 所得

現物ではなく、**現金で支給**される。

ベーシックインカムのものであつても、食料品の標準的なパックや土地区画の使用など、現物で支給される給付を思い浮かべることができよう。または、使用目的を制限した特別の通貨の形態（例えば、フードスタンプや住宅費補助金）で提供されることもあれば、あるいは「distributive economy（分配経済）」^(*)における、貯蓄の可能性を除外しただけの、より広い消費（当年以内）に充てられるものもありうる。ベーシックインカムはその代わりに、現金で、消費・投資の性格や時期の制約なしに提供されるものである。その変種の多くの場合において、無料の教育、基礎医療保険給付などの既存の現物給付を代替するよりは、それらを補完するものである。

一時的な基金給付でなく、**定期的な支給**される。

ベーシックインカムの本質は、定期的な間隔（週、月、一定期間または年など、その案による）での購買力の提供にある。そうではなく、例えば、成人期の始まりにおいて一時金ベースで提供されるベーシックインカムの、その他の特徴が持ちうる利点を思いつくこともできよう。これは時折、例えばかなり以前にはトーマス・ペインによって提案され^(**)、ごく最近では、ブルース・アッカーマンとアン・アストットによって提案されている^(***)。これが、定期的なベーシックインカムとこのような給付との重要な違いである。しかし、その違いは誇張すべきではない。第1に、基礎的な基金は、受給者の死までの間の年間または月間所得と保険数理上、同等の所得を創出するために投資されうる。それは、定期的なベーシックインカムと同額となろう。もし保険市場に任されれば、この年金額のレベルは各人の平均余命の長さによってマイナスに影響される。例えば女性は〔平均寿命が男性より長いので、分割して受け取る〕年金は男性よりも少なくなることになる。しかし、基礎的基金の提唱者（ペイン、アッカーマン、アストットなど）は、それを一定の年齢からの一律の基礎的年金で補完することが通常である。これによって、このような相違の大部分を解消することになる。第2に、基礎的基金はそれを年金として使うよりも、その他の使われ方がされうるが、ベーシックインカムとの結果的な違いは、もし、後者のような受給者が将来のベーシックインカムを担保にして自由に借金することができるならば、本質的に帳消しになるのである。もし受給者がベーシックインカムを貸しての差し押さえから賢く守るならば、それが提供する保障は、すべての段階で借金する受給者にとってそれを容易にし、それによって、一時的基金と定期的なベーシックインカムのそれぞれに開かれているオプションの幅の差を縮小することになる。

(*) Jacques Duboin 1945 年 (**) Thomas Paine 1796 年 (***) Bruce Ackerman, Anne Alstott 1999 年

(2) 政治的共同体が支給する。

本質的にベーシックインカムは、何らかの政府から、公的に管理された資源のなかから支払われるものである。必ずしも国民国家とは限らないし、再配分税制から支払われるものとも限らない。

Nation-State(国民国家): その下、その上

多くの提案において、ベーシックインカムは、国民国家のレベルから支払われ、それ故にそこから賄われると想定されている。それは、時々、「state bonus(国家ボーナス)」「national dividend (国家配当)」や「citizen wage (市民賃金)」というような名称のもとでの、まさしく選択によって示される。しかし、原則としてそれは、国民国家のなかの政治的に組織された部分(プロヴィンスやコミューンなど)によって支給され、賄われることもありうる。実のところ、今までに(先に定義したような)正真正銘のベーシックインカムを導入した唯一の政治ユニットは、米国のアラスカ州である(*)。ベーシックインカムはまた、超国家的政治ユニットのレベルで支給することも構想可能である。EUレベルでのベーシックインカムもいくつか提案されている(**)。また、さらに思弁的には、国連レベルでの支給も構想しうる(***)。

(*) Palmer 1997 年、参照 (***) Genet, Van Parijs 1992 年、参照 (***) Kooistra 1994 年、Frankman 1998 年、Barrez 1999 年、参照

再分配

ベーシックインカムは、それとわかる特別の目印を付けた方法で支給されるかもしれないが、そうである必要がある訳ではない。そうでない場合、それは単純に、さまざまな財源からの共同財源プールからの政府支出のすべてと一緒に支給される。特別の目印を付けた方法での支給を提唱する者は、多くの場合、特別の税を想定している。ある者は、土地や天然資源への課税を要求し(*)、その他の者は、非常に広範に定義された所得ベースへの特別課税(**)、または大幅に拡張された付加価値税(***)を選好する。そして、世界的なベーシックインカムを検討する者のなかには、投機的な資本移動に課税する”Tobin Taxes”(トービン税)(****)、または、情報の移送に課税する”Bit Taxes”(ビット・タックス)(****)のような新税の潜在可能性を強調している。

(*) 例えば、Thomas Paine 1796 年から Raymond Crotty 1987 年、Marc Davidson 1995 年、または James Robertson 1999 年まで、(**) 例えば、Pelzer 1998 年
(***) 例えば、Duchatelet 1998 年、(****) Bresson 1999 年、参照、(*****) Soete、Kamp 1996 年、参照

分配

しかしながら、再分配のための課税がベーシックインカムを唯一の財源という訳ではない。アラスカの配当制度は、アラスカの [州有地内と近隣地の] 広大な油田へのロイヤルティを利用して州が確立した多彩な投資ファンドの収益の一部から支出されている(*)。同様に、ジェイムズ・ミード (James Meade) の公平で効率的な経済への青写真 (1989、1993、1994、1995 年) は、公的に所有された生産的資産からの収益から賄われる社会的配当で成り立っている。最終的に、メイジャー・ダグラス (Major Douglas) のソーシャル・クレジット運動(**)、ジャクスーマリー・ルイーゼ・ドゥボイン Jacques and Marie-Louise Duboin) の豊かさのための運動 (フランス、1945、1985 年) からジョセフ・フーバーの最近の著作(***)は、ベーシックインカムを貨幣創出から賄う一連の提案であった。

(*) Van Trier、1997 年参照 (***) O'brien、Olson 1990 年、Palmer 1997 年、(***) 1998、2000 年 (J. Robertson との共著)

(3) 構成員全員に

非市民には？

政治的コミュニティの構成員の概念は、多かれ少なかれ包摂的なものである。「市民所得」という名称を選好する人々の間では特に、この構成員を厳格に考え、国籍保持者や法的場面での市民を想定している。そして、ベーシックインカムを受給資格は、完全な市民権に関連づけた全体的な権利や義務の一部となる (フランスの哲学者 Jean-Marc Ferry 1995 年) の概念がそれである。他の者たち、とくにベーシックインカムを例外なしの一般的政策とみなす者たちは、構成員について、すべての恒久的な合法的住民を包含するまでに広範な視野で構想する。実施面での基準は、ある非市民には、過去の居住の最低期間、あるいは、課税目的上の居住の現行の定義の諸条件によって、単純に与えられうる。

子供たちには？

ベーシックインカムを支給対象となる構成員の年齢の次元で、多かれ少なかれ幅の広い概念がありうるかどうか？ 定義として、いくつかの案では、ベーシックインカムを支給対象を人口の成人構成員に限るとしているが、普遍的な (つまり資力調査なしの) 制度と並行した、子供手当制度として提案する傾向がある。その手当の水準は、子供の生まれ順

の（プラスまたはマイナス）関数または、子供の年齢の（プラスの）関数とは関係するかも知れないし、しないかも知れない。他の論者は、ベーシックインカムを生れてから死ぬまでの権利だと考え、それ故に、子供手当制度の完全な代替だと考えている。その上で、手当の水準については、子供の家族の状況とか、とくにその子供の生まれ順とは無関係に決まってくるものと考えられている。また、ある論者は、支給水準について、成人と同じであるべきことを願い、それ故、アラスカ州の質素な配当金制度の例や、いくつかのより気前にいい制度提案（例：Miller 1983 年）がそうであるように、年齢とは無関係であるべきだと願っている。しかし、子供手当をベーシックインカム制度に統合することを提案する者の多数派は、後者(ベーシックインカム)の水準は年齢に応じて格差化している。（最高額を定めつつ、成人になるまでは与えられないとする。）

年金生活者には？

これと同じように、ある論者は、定年年齢に達していない者へのベーシックインカム支給を制限し、個人単位で、資力調査のない、非拠出制の基礎年金（より高額な水準で、スウェーデン、オランダで既に存在する）への自然な上乘せとみなしている。しかし、たいがいの提案では、ベーシックインカムは定年年齢を超えて与えられる（より若い成人と同じ水準、またはいくらか高い水準で）。すべてのケースにおいて、この高齢者へのベーシックインカムは、公的資金または個人拠出制の年金制度、また個人の貯蓄や雇用（労働）によって補完される。

被収監者には？

構成員というこの問題の概念についてのもっとも包摂的な定義をしようとも、どのコミュニティにも、ベーシックインカムが支給されないことになるような人々が存在しよう。犯罪者を刑務所に拘束しておくことは、彼らが行う生産的労働を十分に考慮するとしても、適度のベーシックインカムを彼らに支給することよりも、コミュニティにとって、はるかに高くつくものとなる。収監に正当な理由がないと判断されない限り、受刑者はその収監の期間のベーシックインカムを失うことは明らかである。しかし、彼らは釈放され次第、それを取り戻すことができる。その他の施設（精神病院、老人施設）の長期収容者にも、同じことが当てはまる（彼らの収監の全費用が、被収監者が負担するのではなくコミュニティが直接に負担している限りでは）。

(4) 個人ベースで

各個人に支給

ベーシックインカムは、既存のほとんどの最低所得保障制度のように世帯を一括してあるいは声帯主に対してではなく、コミュニティの各構成員に対して支給される。

一律に

手当が個人単位で支給されるとしても、その水準はなお、世帯構成に左右されうる。世帯員1人当たりの生活費が世帯の規模とともに低減するという事実を考慮して、既存の最低所得保障制度は、カップルの構成員に対する1人当たり所得としては、単身生活者よりも少ない額を支給している。それ故、このような制度の公平で効果的な運用としては、行政が受給者の生活環境をチェックする権限をもつべきことを前提としている。それに対してベーシックインカムは、厳密に個人ベースで支給される。コミュニティの個々の構成員が受給者であるという意味においてだけでなく、彼／彼女がどのような世帯に属しているかに関係なくどれだけを受給するかという意味においてもである。それ故、ベーシックインカム制度の運用は、受給者の生活環境への管理を一切しない。ひとつの住居を他者と共有することで生活費を低減することの利点を完全に残しているのである。まさにこの厳密な個人主義という本質から、ベーシックインカムは、孤立化のワナに人が陥るのを防ぎ、共同的生活を促進するのである。

(5) ミーンズ・テスト(資力調査)なしで

自己稼得水準に関係なく

既存の最低所得保障制度と比べて、ベーシックインカムのもっとも特筆されるべき特徴は、疑いもなく、富者にも貧者にもその自己稼得水準にかかわらず、同じ水準で支給されることである。既存の制度のヴァリエーションのなかのもっともシンプルなものの場合でも、保障の最低水準は、世帯の各形態(単身成人、子供なし夫婦、子供1人の片親など)に応じて決められ、その他の稼得源からの世帯の合計所得が評価され、この所得と規定の最低保証額との差額が各世帯に現金給付される。この意味では、既存の制度は、一的なものであれ受給者の自己稼得の事前の評価を基にして、*事後的*に機能している。ベーシックインカムはそうではなく、いかなる所得調査にも関係なく、*事前的*に機能している。手当は、所得が規定の最低額を超えた人々に対しても全額が支給され、稼得が最低額に達しない人々に劣ることなく支給される。各人が与えられる支給水準を決める際は、その他の資力は一切考慮されない。その人の個人単位の非公式な所得、親戚に要求する援助、所有物の価値などのことである。課税対象の「資力」には、ベーシックインカムを賄うために、より高い水準で課税される必要はありうる。しかし、「税＝給付」システムは、もはや、二分法的な「資力」概念——貧者にとっての広い概念(「資力」を基に手当がカットされる)、富者にとっての狭い概念(「資力」を基に所得税が課税される——)には置かれない。

富者をより豊かにするものではない。

富者も貧者も同じ水準の給付を受け取るという事実から、ベーシックインカムの導入が富者も貧者も、それ以前よりも豊かになることにつながるわけではない。ベーシックインカムは、[誰

かが負担する] 財源が必要であるからだ。

(1) もしベーシックインカムが単純に、既存の「税—給付」システムに付け加えられるだけならば、比較的富者は、自分自身のためにとともに、多くを比較的貧者のためのベーシックインカムのために負担する必要があるだろう。もし財源手当てが累進課税を通じてなされるならば、これは明白に当てはまるだろう。均一税率やさらには逆進的な消費税の場合でも同様である。ベーシックインカムを貧者の経済的利益に資するためにゼロベースから導入する場合、重要な条件は単純で、その数（必ずしも所得ではなく）との関係において、比較的富者は比較的貧者以上にその財源に貢献することになる。

(2) しかしながら、大部分の提案においては、ベーシックインカムの導入は、既存の手当の部分的廃止や税控除と組み合わせられている。もし提案された改革がたんに非拠出型の手当（現在は貧者向けに集中されている）をすべての市民の間でより薄く普及することを旨とするのであれば、貧者の方が損をすることになるだろう。しかし、そのような馬鹿げた提案をしている訳ではない。直接課税に依拠する提案の大部分は、ベーシックインカムが非拠出型手当の底の部分置き換えるだけであるが、すべての納税者への免税や税率引き下げによって、税率等級が下がることになる。そして所得再分配への即座の影響は、控えめなベーシックインカムの場合は、かなり狭い範囲内に収まる。しかし、その水準が高ければ、所得税の平均税率はより高くなり、それゆえ比較的富者から比較的貧者への所得再分配もより多くなる。

富者にも与えることは貧者にとってベターか？

このようにして、万人（富者にも貧者にも）にベーシックインカム与えることは、富者にとって事態をベターにすることを意味しない。しかし、最低限所得の水準を所与のものとした場合に、それが貧者にとって、資力調査を経て与えられる所得よりもベターだと信じる理由がありうるだろうか。「あり」である。少なくとも3つの相互に結びついた理由からである。第1に、普遍的なベーシックインカム制度のもとでは、[人口のなかで] 手当を受給する [人の] 割合は、資力調査が実施される場合に比べて高そうである。貧者のなかでも、自分の受給資格について知らずにいたり、権利のある手当を利用しない人は少ないであろう。第2に、公民権の問題として万民に与えられる手当の受給について恥辱感を感じさせるものは何もない。とは言え、これは、恥辱感や煩わしさのもっとも少ない手続きだったとしても、困窮者のために用意された扶助金や、身らを養うことができないと特定された貧者のための専用の扶助金だった場合は、そうは言えない。貧者のための立場からすれば、これは、それ自体に値打ちがあることである。普遍的なベーシックインカムが恥辱感を減殺する効果があるからである。それはまた、間接的にも作用する。恥辱感 [の少なさ] が [人口中の] 受給者の割合に与える効果のためである。第3に、ベーシックインカム制度のもとでは、普通の資力調査付きの制度とは違って、定期的で安定した給付金支給が、仕事を獲得した場合でも中断されることはない。同等程度の最低所得保障を与える資力調査付き制度と比べて、これは、リスクを取りたくないもっともな理由をもつ貧者にとって、可能性を開くものとなる。これは、従来型の扶助金制度によくつきまとう「失業のワナ」という側面

を取り除く意味がある。この側面について、ソーシャルワーカーは普通、エコノミストよりもはるかに敏感である。

仕事は割に合うか？

資力調査付きの最低所得保障制度が引き起こす「失業のワナ」のその他の側面は、エコノミストがもっともよく強調する側面である。それは、「仕事なし」と「低賃金」の間の、所得上の意味ある正の違いの欠如にある。所得分配の最底辺では、もし扶助金1ユーロの喪失によって、1ユーロの稼得でさえも相殺され、または実質的に相殺され、または相殺以上のことがなされるならば、人はそのような稼得を生む仕事を断るのに、躊躇する必要はないし、そのような仕事を積極的に探す必要もない。追加的な費用、移動時間、ややこしい育児の問題を考えると、人はそのような事情のもとで働く余裕はないかもしれない。さらに言えば、雇用主にとって、一般的にそのような雇用を用意し提供する意味はない。解雇されたことを喜ぶような人が、勤勉で信頼できる労働力を構成するとは考えにくいからである。最低賃金の法定によって、所得保障よりも低い給与でのフルタイムの仕事が提供されないよう防止しうる。その場合、問題はパートタイムの仕事にのみ当てはまることになる。資力調査付きの所得保障を普遍的なベーシックインカムで代替することは、この「失業のワナ」の第2の側面と取り組む方法としても、しばしば提案される。普遍的なベーシックインカムが全員に与えられながら、全員の所得の最低限保証額を超えない部分に100%で課税されるとしたら（Salverda 1984年の例を参照）、「失業のワナ」は、この面では資力調査付き最低所得保障と変わりはないことになる（〈図1〉・〈図3〉参照）。もし、最低の所得階層に適用される明示的な税率が100%よりも顕著に低く維持されるに違いないという穏やかな想定をするならば、次のような見解が成り立つ。すなわち、働いていようとなかろうと、裕福であろうとなかろうと、ベーシックインカムの全額を確保できるのだから、仕事をしないよりも仕事をした方がいっそう裕福になるに違いない（〈図2〉参照）。

「マイナス所得税」と同じか？

しかしながら留意されたいことは、「失業のワナ」のこの第2の側面は、所得の上昇よりは緩やかに給付を漸減するような資力調査付き制度によって、（ベーシックインカムと）同程度効果的に除去することが可能と思われることである。これは、いわゆる「マイナス所得税」（一律に払い戻される税還付）を通じて達成される。「マイナス所得税」の概念は最初、フランスのエコノミスト Augustin Cournot の著作に登場した（1838年）。そして、福祉国家のスリム化の方法のひとつとして、Milton Friedman によって簡素に提案され（1962年）、James Tobin とその同僚たちによって、労働意欲を保持しながら貧困とたたかう方法のひとつとして、より深く探究された（1965年、1966年、1968年）。マイナス所得税は、所得の100%での課税がなく、定義として必須ではないが直線型もありうるような、明瞭な税率表にもとづいて、（給与の構成割合の）世帯すべての所得税納税義務を固定された額で軽減するものとなる。その一方で、この額と納税義務

額の差がプラスである場合は、その差額を現金で支給する（〈図3〉参照）。考えられているベーシックインカム制度のもとでと同じ水準で、税控除の固定額が設定されていると想定してみよう。所得がなく、それ故に所得税納税義務がない人は、ベーシックインカムと同額を受け取ることとなる。所得が増えるにつれて、支給額は縮減する。それは従来型の資力調査付き制度と同様である。しかし、その縮減率はゆっくりであり、類似のベーシックインカム制度のもとでとまさに同じく水準に、納税し給付を受け取った後の正味の所得を維持できる率である（〈図3〉・〈図4〉参照）。いろいろな「マイナス所得税」の本旨は、税と給付の均衡にある。ベーシックインカム制度のもとでは、「マイナス所得税」の普遍的な税控除を賄う財源は、実際に集められるが、全員に戻されるのである。「マイナス所得税」のもとでは、給付はすべて一方向のみである。いわゆる収支トントン以下の世帯のためのプラスの給付（またはマイナス課税）、それ以上の世帯のためのマイナス給付（またはプラスの課税）である（〈図3〉参照）。

「マイナス所得税」より安上がりか？

ベーシックインカムと「マイナス所得税」の間での実際の違いがどの程度になるかは、さらに詳細な行政上の手続きのありようにかかっている。例えば、次のような場合は、その違いは縮小する。税が（税務申告の処理後だけではなく）所得源での源泉課税ベースで徴収される場合、納税義務が年ベースでなく週や月のベースで評価される場合、「マイナス所得税」制度のもとで暫定的な税額控除（後日の修正の対象となる）の事前支給の権利が全員に与えられる場合、またはベーシックインカム制度のもとで、現金ではなく税減額としてベーシックインカムの権利を与えられる場合である。しかし、もっとも近い変種の間でも、不履行（の可能性ゆえに）事前に機能するシステムと、事後に機能するシステムの間で違いが残る。どのような違いがあろうとも、「失業のワナ」の第1の、不確かさにかかわる側面との比較において、さまざまな形のベーシックインカムの利点として意味がある。しかし、手当支給の未発達な技術（郵便配達人が運ぶ現金！）や、腐敗や非効率にまみれた徴税行政のなかでは、税金の「行ったり来たり」を撤廃するいろいろな形の「マイナス所得税」の擁護論の方が圧勝しうる。テクノロジー転換の時代にあって、まあまあスムーズに行われている徴税事務をもってしては、一方では、効果的な最低所得保障制度にかかわる大きな費用の大部分は、情報と管理の費用である。どんな権利があるかについて潜在的な受給者へ情報を知らせる費用、それらの申請が適格条件を満たすかどうかを知らせる費用である。こうした観点では、普遍的なベーシックインカム制度は、資力調査制度以上の費用効果が求められる。自動化と信頼性が支給と徴収の両側で向上すると、こうした行政的な意味では、この2者のうち、すべての貧者に（情報が）届くための効果性が同等であれば、普遍的ベーシックインカム制度の方がますます安上がりになることになりうる。こうした理由によって、例えば James Tobin は、さまざまな形の「マイナス所得税」よりも、普遍的な「人民補助金(demogrant)」を選好した。

(6) 就労を条件とせず。

現在の就労実績にかかわりなく

最低限所得保障への権利は、当然ながら、いくらかの保険給付の権利が与えられるだけ十分に、過去に働いたことがあったり、社会保障制度への拠出をした人に限られることはない。Juan Luis Vives (1526年)以来、その最初期の形は、いくらかの労働実績の義務と結びつけられていることが多かった。旧式の評判の悪いワークハウス(労務所)での労働か、広範な様式の現代的な私的・公的なワークフェア(勤労福祉)^(*)施設での労働か、にかかわらずである。一律的なものとしてのベーシックインカムは、義務的な雇用と緊密にリンクされた所得保障のこれらの諸形態とは、鋭い対照をなすものである。それはまた、世帯の少なくとも1人が有償で働いている世帯に限られている「インワーク・ベネフィット」(就労していることを条件とした給付)(例:米国の勤労所得控除、英国のより最近の就労家族税控除)とは異なるものである。「失業のワナ」の除去という長所によって、——すなわち、その究極の受給者に労働意欲を与えることによって、ベーシックインカム(または「マイナス所得税」)は、「インワーク・ベネフィット」または所得への上乗せとして理解され、使われるうるものである。しかし、それはこの役割に限定されるものではない。その無条件性は、どれだけ幅広く着想しようとも、どのようなタイプの失業手当からも区別されるものである。

訳注^(*) 福祉給付金の受給者が与えられた仕事をしたり、職業訓練を受けたりすることを義務付ける制度

就労意思にかかわりなく

ベーシックインカムの無条件性は、また、従来型の最低所得保障制度からも区別されるものである。従来型のそれらは、何らかの意味で働く意思のある者に、受給権を限定する傾向がある。この制限の具体的な内容は、国によって大きく違う。時には国内でも地方当局によって違いがある。それには次のようなものがある。

- * 仕事の場所、必要な技能の関係において「適した」の意味を行政の裁量で決めて提供する仕事を受け入れなければならない。
- * 仕事を探すことについての積極的な関心を証明しなければならない。
- * 有償雇用か、訓練またはその他の有益な活動につながるような[受給者を社会に統合するための]「インサージョン(挿入)契約」を受け入れ、尊重しなければならない。

これとは対照的に、ベーシックインカムは、権利の問題として——就労を見せかける必要もなく——支給される。主婦にも、学生にも、休暇取得者にも、永遠の放浪者にも支給される。Anthony Atkinsの「参加所得」(1993年a、b、1996年、1998年)のようないくつかの折衷的な提案は、社会的貢献の広範な条件を付けている。それには、フルタイムまたはパートタイムの労働、自営、教育・訓練や積極的な仕事探しの活動、乳児や弱った高齢者

のケア、認定された組織における定期的なボランティア活動が含まれる。この条件が幅広く解釈される程、ベーシックインカムとの違いは小さくなる。

2. 何故ベーシックインカムが必要なのか？

資力調査を望まないなら、就労調査もやめることが重要

検討してきた最後の2つの無条件性——資力調査なし、就労調査なし——を結合することで、ベーシックインカムが現代の諸事情のなかで特別に意味があるものとする核心を簡潔に明らかにすることが可能となる。一見して明らかなように、これら2つの無条件性は、まったく別物である。しかし、ベーシックインカム提案の強みは、この2つの結合に大きく依存している。既に見たように、資力調査の廃止は、(ベーシックインカムの2つの主要な側面の一部である)「失業のワナ」の除去と緊密につながっている。それ故、今のところは存在しないような低賃金労働を提供し、受容されることの潜在可能性を生み出すことにもつながっている。しかし、こうした仕事のいくつかは、うんざりするようなもので、不名誉で将来性のないものであり、奨励されるべきものでない。その他の仕事は、気持ちの良いもので、次への踏み台となりうるものであり、それ自体の固有の価値や訓練の機会を提供するがゆえに、低賃金であろうとも就くに値するものである。その違いは誰に判るのか？ 政治家や官僚ではなく、個々の労働者である。彼らは、自分の今の仕事や考えている仕事の無数の様相について、「頂上」から知るよりもはるかによく知りうると信頼できる人々である。彼らには、その差違を見分ける知恵はあるが、特にもし彼らの技能や可動性が低いならば、必ずしもそのようにできるとは限らない。就労無条件のベーシックインカムは、最弱者に、就労条件付き所得保障とは違う方法で、交渉力を与える。就労無条件性は、資力条件性が、質の悪い仕事の拡大につながることを妨ぐ、重要な手段となるのである。

資力調査がなければ就労調査も不要

それと同時に、資力無条件性と結びついた労働インセンティブは、見返り不要の給付が怠惰な底辺層を育てるのでは、という恐れを解決する方法としての就労条件性をより魅力的なものにする。資力調査がないなかでは、税—給付構造は、受給者が低賃金でパートタイムであろうとも、ひとたび技能を向上させ労働時間(の質)を改善できれば、劣悪な仕事のワナに捕まることなしに労働することによって、可処分所得を有意に増やすことになると期待できる。それ故、労働の場に戻ることを促進され、奨励されるだろうし、働く者と働かざる者への社会の二分化を憂える人々にとって、手当受給を何らかの(有効な)労働の義務に結合することを主張する必要は、はるかに少なくなるだろう。簡単に(やや簡単すぎるくらい簡単に)言って、就労無条件であるために資力無調査性が受け入れがたい程の搾取を助長すること(それは、価値のない低賃金労働が給付を失う恐れのもとで受け入

れられるのを助長することで起こる) を妨げることと同様に、資力無条件であるために就労無条件性が、受け入れがたいような仕事の排除を助長する(それは、生産性の低い仕事を効果的に全滅させることで、生産性の低い労働者を、労働への参加から永遠に切り離す制度を問題だとは、もはや誰も思わないようにすることで起こる) のを妨げる。ベーシックインカムと無条件性のキーとなる、この2つの無条件性は、論理的には別の問題だが、一個の強力な提案の構成要素として本質的につながっているのである。

解放的でありつつ賦活的

この2つの無条件性の連携は、貧困と失業という複合型の難題に取り組むための具体的な方法としてのベーシックインカムの中心的な擁護論の基礎をなしている。従来型の所得保障制度と比較して、ベーシックインカムの望ましさを支持する決定的な論拠は、社会正義は所得への権利の問題であるだけでなく、(有償・無償の) 活動へのアクセスの権利の問題であるという、広く共有されている考え方に基づくものである。所得と活動の両側面を解決するもっとも効果的な方法は、その人の活動が何であれ、所得移転を(大筋で)維持することに本質があり、それによって、給付を活性化(すなわち、強制された不活性を越えて低報酬の活動にまで拡張する) ことにある。それは正しくも、他の制度(勤労所得控除や雇用助成金) があり、その方がよりよく機能し、より安上がりであるとして反対されるかも知れない。しかし、これらの制度の目的は、低生産性労働の存続を保障し、それによって有償労働を最不遇者に提供することにある。しかし、その関心事が何とかして貧しい人々を忙しくさせておくことではなく、有意義な有償活動へのアクセスを提供することであるならば、ベーシックインカムの無条件性という性質は、決定的な利点である。交渉力を拡大することを可能にして、より恵まれない人々が魅力的ないし将来性のある仕事と劣悪な仕事とを選別することを(できる限り永続的に) 可能にする。

ベーシックインカムと社会正義

前述の議論は、暗黙のうちに、良い生活の概念(それが何であれ) の実現を追求する「真の自由」の公正な分配としての、社会正義の概念に訴えるものである。それは、筆者が『万民のための真の自由』(1995年) で発想し、主張した概念である。ベーシックインカムを正当化する、理にかなった別の方法がいくつも提案されている。^(*) 政策手段の複雑な理想的なパッケージに代わる、簡素で便利な次善のものとして、たくさんのプラグマティックな正当化論が提供されている。^(**) しかし、筆者は、ベーシックインカムのもっとも説得力のある擁護論は、「真の自由」(人が願うことを行うための権利だけでなく、行う手段・資力をも含む) という概念を、社会正義の分配物として取り入れ、それを強固に平等な分配の基準と結合していなければならぬと確信している。筆者の提案するこの特異な「リアル・リバタリアン(真の自由主義者)」という概念は、我々の真の自由の土台となるものが、本質的に、我々の生涯を通して受け取ってきた天賦の資のきわめて不平等な混

合物、なかでも、我々が仕事を手にすることを可能にする機会にあるという見解に、重要な役割を与えるものである。その結果として、予測可能で持続可能な、歳入を最大化する所得税制（その収入は普遍的で無条件のベーシックインカムを賄うために使われることとなる）によって(一部が)捕捉可能で捕捉されるべき、我々の仕事のなかには、[限られた者だけの]「employment rents（雇用特権）」が膨大に組み込まれるのである。筆者の理論は、明らかに強化の余地がある^(****)が、ベーシックインカムの最良の擁護論があるとすれば、筆者の提案にほとんど近い変種となる筈だと信じている。

(*) Van Parijs 編 1992 年、参照 (***) Goodin 1992 年、Barry 2003 年など参照

(****) Elkin 編 1997 年、Krebs 編 2000 年、Reeve & Williams 編の論評集 2003 年、参照

3. ベーシックインカムは実現可能か？

あいまいな質問

このように非常に一般的な表現をすると、質問には何の意味もない。ベーシックインカムが受給者の基礎的なニーズを満たすに十分である筈だということは、ベーシックインカムの定義には含まれないことに留意しよう。——その定義からして、ベーシックインカムの水準は、それより高くもあれば低くもありうる。ベーシックインカムがその他の現金給付のすべてを代替する筈だということも、ベーシックインカムの定義には含まれず、ある普遍的なベーシックインカムが単独の給付である必要もない。実現可能性についての意味のある答えは、ベーシックインカムが給付される水準を特定し、それがどのような給付（それがあつたとして）を代替するかを特定することで、初めて可能となる。いくつかの仕様のもとで、例えば、「既存のすべての給付を廃止し、対応する財源を万民に等しく低額で再配分する」であれば、答えは自明なことにイエス（実現可能）である。例えば「既存の給付のすべてを維持し、1人の人間が快適に暮らすに十分な水準で、すべての市民への等しい給付で補完する」であれば、答えは明らかにノーである。こうした馬鹿げた極端な提案が、ときにベーシックインカムと明らかに同一視されることがある。しかし、私の知る限り、誰もそのような提案をしたことはない。真面目な提案はすべて、それらの間のどこかに位置しており、従って、提案されるベーシックインカムが実現可能かどうかはケースバイケースで評価されなければならない。

(1) 就労無条件なので、より費用がかかるか？

しかし、ベーシックインカムが、従来型の所得保障が実現可能な水準と同じ水準では実現できないという、一般的な根拠があるだろうか？ 明らかな根拠のひとつは単純に、従

来型の最低所得保障に就労意思調査があるのに対して、ベーシックインカムが就労の意思があるかどうかにかかわらず万人に与えられうるということかも知れない。その結果、従来型の所得保障よりも多くの貧者がベーシックインカムを受け取ることになる、もしくは、受給者数がそれ程多くならないなら、就労条件型の給付の場合よりも、労働量を減らすだろうという主張が出てくる。だから正味としては、ベーシックインカム制度の方が確実にコスト高になるという。

求職者手当 VS. 国家支援のワークフェア：ひとつの矛盾

綿密な精査を行えば、こうした予測は実に根拠が薄いことがわかる。まず初めに、就労調査が、支払った金額（賃金）に見合った価値を得ようとする何らかの（民間または公的な）雇用者から仕事を提供された場合に、それを受け入れる義務があるとみなされると考えてみよう。その人がその仕事をしよう、または保持しようと思わない場合、その人に期待された生産性と実際の生産性では、雇用者がその人を採用したり引き留めようとは思わないだろう。しかし、その人が形式上、就業可能であれば、採用されなかったり、（不品行とみなされうる何らかの理由からではなく、あまりに生産性が低いとの理由で）解雇された事実をもって、就労調査付き所得保障の資格を奪うことは、無条件のベーシックインカムの場合に劣らず、ありえない。前者と後者の唯一の実際の違いは単純に、前者が雇用者・労働者両方の時間の無駄となることだけである。それに代わって、就労調査が国家によってこの目的のためにこそ提供されるフォールバック（頼みの綱的な）仕事を受け入れる義務だとみなされた場合を想定してみよう。雇用不適正性の者とやる気のない者を一網打尽にすることは、高生産性のための正しい処方箋ではなく、こうしてかき集められた人々の士気や公共部門のイメージへの長期的なダメージはともかくとして、こうした扱いにくい人材をワークフェアの鋳型に適合させるための正味のコストとしては、仕事嫌いの労働者の国民生産への寄与を帳消しにしながら、彼らを監督したり、その犯すへまを修正したりするコストが必要となり、簡素な監獄よりもいくらか低めであるのがせいぜいである。就労調査の経済性の擁護論は、監獄についてのそれと同程度の説得力しかない。

怠け者への給付は安上がり。

このように、ワークフェア（勤労福祉）についての真面目な提唱者によって完全に認められたように（例：Kaus 1990 年）、就労意思条件が課せられると、就労とセットにされた給付は、給付だけのものよりも必然的に安上がりであるという不確かな推定に基づく、浅薄なコスト論ではなく、モラル上・政治上の根拠によって正当化されなければならない。ワークフェアがウェルフェア（生活保護）よりも費用が掛かりそうだという事実から、雇用不適合者を孤立させ怠惰のままに腐らせておくべきだ、などということにはならない。彼らがそうした状態から脱出するのを支援する、すなわち、就労調査があろうとなかろうと、普遍的なベーシックインカムが創出しようとする意図するような、適切なインセンティブ

と機会の構造を創出する方法がありうるし、存在しなければならないのである。そのような構造を構築するには費用がかかるが、これから見ていくように、就労意思調査を付け加えることで何ら安くなるものではない。正反対である。そのような調査のないことによって、ベーシックインカムの実現可能性が危うくなる訳でもない。

(2) 所得無条件のため高くつくか？

資力調査と普遍的ベーシックインカム制度の等価性

ベーシックインカムが実現不可能だという主張は、ベーシックインカムが就労意思を示すかどうかに関わらず万民に支給されるという事実に基づくのではなく、それが富者へも貧者へも同様に支給されるということを頻繁に持ち出す。資力調査についての前の議論(1-(5))は、この主張が間違っており、コストについて余りにも皮相的な考え方にミスリードされたものであることを明らかにした筈である。〈図1〉と〈図2〉の比較が示すように、ベーシックインカムによって、従来型の最低所得保障による総所得・正味所得の関係とまさに同じ関係を達成することが、原理的に可能である。この関係が同じであれば、それは、制度に正味で貢献する納税者に掛かる負担は、両方の場合、同等であることを意味する。もし片方が政治的に実現可能であれば、もう一方もまた実現可能である筈である。もし、その関係が同じであるとすると、いかなる水準での所得であれ掛かる最低限の税金が両方の場合で同じであることも意味する。両者の一方が経済的に実現可能なのであれば、他もまた実現可能な筈である。

富者にも給付するのは安上がり。

財政上のコストは、2つの場合で大きな違いとなることは勿論であり、他の公費支出についてと同じように、所得移転給付について賢明に推論することができるならば、従来型の最低所得保障についても我々のもつ原資の範囲内で賄う場合は、ベーシックインカムが「実現不可能」だという強力な推定が確かに存在しうる。しかし、所得移転給付は正味の歳出ではない。それは、購買力の移転である。これは、それらに費用が掛からないということではない。正味の寄与者には負担が掛かるものであり、それが生み出すマイナスのインセンティブを通じた経済的コストも掛かる。しかし、両方のコストは、どちらの制度においても同じであることは、既に見たとおりである。加えて、行政コストが掛かる。しかし、これも既述のように、コンピューター化され効率がよくなった徴税と支給業務の技術を前提にすれば、事後的な制度である資力調査のもとでよりも、事前的な制度である普遍的ベーシックインカムのもとでは、より少なくなりそうである。一定の効率性の水準のもとでは、少なくとも貧者に届くようにするためには、そうである。逆説的だがそれ故に、万人に給付するのは、貧者だけに給付するよりも割高でないどころか、割安になるのであ

る。

(3) 最下層に就労意欲を与えるのは、より高くつくか？

最下層と中流への累進課税:大きなトレードオフ

しかし、公平に言って、ベーシックインカムが資力調査なしだという事実は、当然ながら、明示的な税率は100%以下であるべきだという、穏やかな要請につながる。それは、検討すべきベーシックインカム提案の種類が、〈図2〉ではなく、〈図4〉（または少なくとも〈図6〉）に示されていることを意味している。〈図1〉に示す従来型の最低所得保障制度に比べて、（ベーシックインカムの）コストが本当により高いというようなことはないとは、もはや言えないのである。事実、それは、給付金の普遍的な性質に特に固有のものではない。何故なら、（ある水準のベーシックインカムに）相応する資力調査付きのいろいろな「マイナス所得税」も、まさに同じ特徴を持っているからである。とくに、現状の水準の最低所得保障（〈図3〉）での、一律還付型の税額控除の付いた直線型税制は、この意味では非常に高くつくものとなろう。しかし、この問題が「マイナス所得税」と完全に共有されるべきだからといって、問題が小さくなる訳ではない。この問題には、きちんと取り組まなければならない。基本的な事実は、（所与の最低所得と引き換えに）より多くの物欲的なインセンティブを（所得等級の最底辺を稼いでいる人々に）与えたいと願えば願う程に、より高い所得層の物欲的なインセンティブを低める必要があることということである。ここには、はっきりとしたトレードオフがあるのであり、それは以下のように言えよう。

ある事例

すべての人へのベーシックインカムの支給を可能なように維持しながら、財政収支の改革を続けるためには、最低所得層への税率を下げる分を埋め合わせなければならない。そのためには、高所得層での課税を引き上げる必要がある。しかし、大半の所得者の所得が最低層でありながら、残りの所得者のすべてがより高い層の所得を得ている訳ではない。所得階層が高ければ高い程、納税者は少なくなる。〈図2〉に示した種類のベーシックインカム制度——つまり、既存の最低所得保障制度（図1）の実効率に相似して、所得階層の最底辺で100%の税率のもの——から始めてみよう。月額所得レンジ（例えば、0～500ユーロ）への平均税率を20%下げるには、より高い所得レンジへの税率引き上げでカバーする必要がある。どの程度でか？ それは、増税が考えられる所得階層の所得を得ている納税者がどれだけいるかによる。もし、それが500～1000ユーロのレンジのなかであれば、大部分の所得者が増税になる。そのレンジでの税を例えば25%引き上げれば、財政収支均衡は達成できる。しかし、2000～2500ユーロのレンジであれば、増税対象者は減り、財政均衡には、例えば50%以上の増税が必要となる。このことが理解されれば、次のような結論から

逃れることはできない。すなわち、最底辺所得への実効税率の顕著な低減分を賄うとすれば、低めの所得の広範なレンジに対する税率を顕著に引き上げなければならない、ということである。より高い所得層への増税に集中させると、ただちに100%に向かっての急上昇となるだろうし、相応する所得の多くが消えて去るであろう（国内課税目的だけだとしても）。

貧者への増税は貧者にとってよいことか？

これは、その聞こえ程ひどいものではない。税率を上げる必要がある、少な目な所得の労働者は同時に、ベーシックインカム導入の主要な受益者である。何故なら、その賃金への増税は、後で受けるベーシックインカム水準に及ばないからである。従って、問題は所得の分配問題であるとは限らない。もし、いくつかの提案のように、均一型所得税率に行き着くならば——つまり、最低レベルの所得にも現在の最高レベルの所得と同率で課税されるならば——、改革は、高所得者（すべての所得層への増税が受給するベーシックインカムを上回る）から、下方への再分配となるだろう。しかしながら、そのような改革がインセンティブに与える影響についてのもっともな懸念には根拠がある。ベーシックインカムや「マイナス所得税」に対する反対論（例えば、税率の低減は、増大するにしても経済にとって取るに足りない稼ぎのなかの、なお比較的小さな部分に留まるレンジで行われ、それに対して、はるかに大勢の労働者が影響を受けるレンジでは増税される）が強調するように、勤勉で創造的になるための労働や訓練へのインセンティブは最底辺の所得層（例えば、月額0～500ユーロ層）で高まるだろうが、この境界から上——社会の労働力と、特にその労働生産性の大部分が集中する——では低下するだろう。従って、最低所得層への実効税率がそれより高い所得層よりも高くないような制度には、急いで飛びつくべきではないとの提言（Piketty、1997年）に耳を貸すべきである。

低所得者への過負担 VS. 部分的ベーシックインカム

ベーシックインカムの提案におけるこの提言を受け入れるには2つの方法がある。ひとつは、ベーシックインカムの正味の受益者への過負担を伴う、直線型ないし累進的制度の修正である。これは、例えばJames Meadeが提案している（1989年）。もうひとつは、「部分的ベーシックインカム」であり、例えば、オランダの政府政策科学諮問委員会（WRR）から提案されて（1985年）以降、オランダで長らく検討されている^(*)。その他のヨーロッパ諸国でも検討されている^(**)。部分的ベーシックインカムは、現在各単身者に保障されている所得水準には届かないが、カップルへのその半分の水準に近く、または超えるものとなる可能性がある。また、部分的ベーシックインカムは、残される資力調査付きの所得保障制度と並行して実施される。それは従って、縮小した低所得層への100%の実効税率の継続を示唆するものである（<図7>）。いずれの形においても、前述の矛盾は厳しいものとなる。富者が貧者と同じだけ受け取るというのは、貧者にとってよいものであるだけではない。貧者が富者よりも高く課税されるということも、貧者にとってよいことなのであ

る。

(*) Dekker、Noteboom 1988 年、de Beer 1993 年、van der Veen、Pels 1995 年編、Groot 1999 年 (**) Atkinson 1989 年、Parker 1991 年編)、Lahtinen 1992 年、Brittan 1995 年、Gilain、Van Parijs 1995 年、Clark、Healy 1997 年

(4) 厳密な個人単位支給だから高くつくか？

個人化の長所

このように、資力調査の廃止が真正のコストという問題を惹起することは否定できない。それは、ベーシックインカムが貧者に対してと同様に富者にも支給されるという長所自体からではなく、その趣意には、貧者に対してより強い物欲的インセンティブを与えることが含まれるからである。ベーシックインカムに内在する固有の問題は、それだけではない。既存の最低所得保障制度の大部分と違って、ベーシックインカムは厳密に個人対象となるよう意図されていることから、もうひとつの問題が直接に生じてくる。これらの制度は典型的には、夫婦 2 人の 1 人ずつに対して、単身者よりも低い水準の所得保障を与えるものである。とくに、住宅補助（別居手当として実施されることがある）を考慮した場合にそうである。それは何故か？ それは明らかなように、住居、耐久消費財、サービス（育児など）は他の者とともにした方が単独でよりも、1 人当たりでは安上がりだからである。一定に定められた基礎的ニーズを賄うためのもっとも安上がりな方法は、従って、世帯構成を調べ、所得保障の 1 人当たりの水準をそれに応じて調節することを伴う。もとより、この世帯条件性の必然的結果として、[受給者にとっての] 規模の経済が妨げられ、偽装居住が得をし、生活環境チェックが必要となる。ベーシックインカムの明白な利点のひとつは、これらのすべてを排除することである。他の者と同居し、それによって住居や耐久消費財の社会的節約に貢献する人は、それによる規模の経済の恩恵に浴することになる。別居しているように装う人には何の得もなく、誰がどこで誰と一緒に住んでいるかをチェックする必要もなくなるだろう。

もうひとつのジレンマ: 不十分な給付か世帯単位か？

ここまでは、良しとしよう。しかし、問題は、個人単位で無条件のベーシックインカムをどういう水準で給付するかである。もしそれが、夫婦の 1 人に給付されている現行の所得保障の水準である場合、その額は一人暮らしを余儀なくされている人の必要額にはるかに及ばないことになる。もしそれが、単身者 1 人に現在支給されている水準である場合、いくつかの国においては、いずれにしてもコストの意味合いは驚異的なものとなるだろう。これは、またもや、単なる財政コストの問題ではなくなる。そこには、1 人の成人から複数成人世帯への購買力の劇的な移転という意味で、軽視できない再分配コストが存在する。

そして、この増強されたベーシックインカムを賄うために必要となる税率の大幅な上昇を主因とする、これまた軽視できない経済コストの問題もある。そのため、いずれにしても短期的には、完全に個人化されたが不十分なベーシックインカムか、十分だが世帯単位に変更されたそれか、というジレンマが生じるのである^(*)。しかし注意すべきは、このジレンマは、(余りにも少ない個人単位のベーシックインカムによって)いくつかの世帯を受け入れがたい程に貧困にするか、(適度だが世帯依存のベーシックインカムによって)すべての世帯を無期限に(行政による)生活環境の管理のもとに置くかというジレンマと混同すべきではない。短期的な費用の制約のもとであれ、後者のジレンマは妥当しない。何故ならば、厳密に個人単位だが不十分な万人への「部分的」ベーシックインカムを想定することができるからである。それは、世帯へのベーシックインカムによって提供される下支えがあるにもかかわらず、資力調査付きの扶助から除外される程度の所得階層に達する稼ぎがない人々(少数にはなるが)のためには、大幅に縮小しながらも残った資力・世帯調査付きの社会的扶助と組み合わせられるのである(＜図7＞参照)。もし、それが既存の社会的扶助の完全な代替と考えられなければ、そのような部分的ベーシックインカムは、真正のコストという問題——低所得層へのインセンティブと個人化から生じるものと、完全なベーシックインカムが惹起するであろうもの——の両方に対処する魅力的な手段をこのように提供するだろう^(**)。

^(*) Brittan, Webb, 1991年、参照 ^(**) ベルギーにおける部分的ベーシックインカムの分配への影響のシミュレーション、Gilain & Van Parijs, 1995年参照

4. どちらの道へ？

遠目と近目

筆者の他書^(*)において詳しく説明した理由により、社会正義についての整然として説得力ある構想は、いくつかの重要な必要条件を備え、無条件で高い水準のベーシックインカム——経済的にもエコロジ的にも持続可能で、政治的に実現可能な最大規模のもの——をめざすことを要求している。しかし、正当化できる長期的ビジョンが重要であると同時に、穏当で即効性があり、政治的に実行可能なステップの詳細な提案も、同様に不可欠である。普遍的だが世帯・資力・就労意思調査付きの最低所得保障制度で、EUの大半の国(最新ではポルトガル)でさまざまな形で実施されているものは、正しい方向に向かった基礎的な一段階である。どのような善意の「挿入」「統合」条件であろうとも、「ワナ」を作り出すことが避けられない。その「ワナ」は、制度の気前の良さに応じて深くなり、その脅威は、いわゆる「グローバリゼーション」が市場での稼働力の不平等を拡大するにつれて増大する。最低所得保障制度がしばらくの間、実施されていた国々では、こうした「ワナ」と依存の文化が、政治的反動と、実現された制度の廃止の口火となるリスクにつながった

と言われている。しかし、そうした国々はまた、ベーシックインカムと関連の提案の形で、前向きの動きを促進してきている。普通選挙権のための闘争と同様に、ベーシックインカムのための闘争は、オール・オア・ナッシングの事柄ではない。それは、純粹主義者や、やみくもの崇拜者のためのゲームではなく、何でも屋とオポチュニストのためのゲームである。わざわざ部分的ベーシックインカム制度を経由することなしに、次の3つのタイプの提案こそ、各国のとくに税金と社会保障の事情のなかでの制度によって程度の差はあるが、もっとも見込みのある次のステップとして、説得力ある候補となる。

訳注^(*): “*Real Freedom for All (If Any thing can Justify capitalism?)*”(Oxford Press, 1995)

(1) 個人単位の税額控除

オランダでは既に、世界でもっとも気前の良く包括的な、資力調査付きの所得保障制度に加えて、普遍的な（つまり、資力調査なしの）児童手当、就学給付、無拠出制基礎年金がある。2000年1月、オランダ議会は、政府の包括的な税制改革を承認し、低所得層への免税を、最低1名の働き手のいるすべての家族に月額約140ユーロの水準の厳密に個人単位の税額控除に置き換えた（Boerlage、1999年、参照）。徐々に引き上げられ個人化される還付（それによって、例えば、稼ぎ手の非就労の配偶者も、税額控除されるのと同等の現金給付の権利が与えられる制度で、働き手の配偶者が二重に控除されるのではない）である、この勤労家庭への「マイナス所得税」は、普遍的な所得保障提供に向けて欠落している最後の要素を提供するものである。それは、低額だが厳密に個人単位の、普遍的で無条件のベーシックインカムに、難なく統合されていく。もちろん、大幅に増額された水準になっても部分的ベーシックインカムに留まり、単身成人世帯のためには、残る資力調査付き扶助によって補完する必要があるだろう。

(2) 世帯ベースの逆進的マイナス所得税

その名称の恐ろしさにもかかわらず、これは正しい方向への大きな変更となる。 「Bürgergelt（市民通貨）」という、より魅力的な名称のもとで、長年にわたってドイツで、Jochin Mitchke（フランクフルト大学公共財政学教授）が提唱（1985年、1995年）してきたものであり、Ulrich Mückenberger、Claus Offe、Ilona Ostnerが同様の提案をより抽象的に主張し（1989年）、ケルンのマックス・プランク研究所所長のFritz Scharpfが自身の優先オプションとして推奨した（1994年、2000年）。最近ではフランスで、不体裁ながら「歳入補正配分」なる名称のもとで、Roger Godino（経営学スクールINSEAD前学長）（1999年）とエコノミストのFrançois Bouguinon（1999年）、Laurent Caussat（2000年）からひとつの変種が提案された。そのアイディアは簡単で、既存の最低所得保障の世帯調整を所与のものとして取り込み、稼得が増えた場合には給付を100%停止する代わりに、例えば70%

とかせいぜい 50%という率で削減するようにして、稼得力がどれだけ低くても世帯の就労へのインセンティブを高めるようにするものである。例えば、フランスのための Godino のアイデアでは、その削減率は、単身者の稼得が現状のようなきわめて低い最低保障所得の水準（＜図 1＞とは対照的に [高い] 最低所得保障の水準（＜図 3＞）に近づくにつれて、給付を段階的に引き下げながら、ついには完全に停止するように算定されている。世帯規模が大きい場合は、最初の水準は高い。もし、同じ率での給付削減が適用されれば、稼得水準が最低賃金を超える水準までに給付が完全に削減される。この打開策についての我々の政治的な強みは、それが、現状の最低所得保障をその出発点として取り入れるものとして、また低賃金活動に従事することによる「ワナ」から脱却する努力への馬鹿げたペナルティーをやめることによってそれを増強するものとして、提示されうることである。運用上の大きな難点としては、（確かにきわめて低い平均的水準とはいえ）きわめて多数の世帯が受給できるようになること、より嫌なことに、どれだけ多くの金額を受給できるかが世帯の生活環境にかかっており、それ故に、それを行政がコントロールすることが許されるに違いないことである。

(3) 適度の参加所得

最後に、既存の養育、勉学、介護休職制度を足場として、それらを被雇用者向け税額控除と統合して、非常に緩やかな社会的貢献という条件のもとでの普遍的ベーシックインカムとしていくことが可能である。例えば、Anthony Atkinson が「参加所得(participation income)」という名称で提案している（1993 年 a、b、1996 年、1998 年）。「政治的支持を確かなものとするために」として、Atkinson は主張した。「ベーシックインカムを主唱する者には、妥協が必要かも知れない。資力調査なしの原則や独立性の原則（何人も特定の個人や集団に直接的に依存すべきでないという考え方）についての妥協ではなく、無条件給付の原則についての妥協である」。参加所得は、有償・無償にかかわらず経済活動に積極的に参加しているすべての者に対して給付される、資力調査なしの手当ということになるだろう。幼児や高齢者のケアをしている者、認定されたボランティア活動や訓練活動に従事している者、病気やハンディキャップによる障害者もまた、対象となるだろう。しばらくすれば人は、少数の本当の仕事嫌いを捕まえようとして管理者に給料を払う方が、より高くつくこと、万人にこの適度の所得保障を無条件で給付する以上に、至るところに憤りを生み出すことに気づくであろう。しかし、そうこうしているうちに、「参加所得」は政治のうえで、普遍的ベーシックインカムを立ち上げてしまうだろう。所得税制改革や社会扶助制度改革のアプローチに比べて、ベーシックインカムのための特定の財源（エネルギー消費への課税、公共資産からの配当金、単純に国民生産への広範囲な賦課）が用意されるようなことがもしあれば、この第三のアプローチは、非常に適切なものとなるだろう。しかし、それは、前の 2つのアプローチのどれかと組み合わせられることも考えられる。

「南」でのベーシックインカムへの道

既に何らかの種類の最低所得保障制度のある国々でも、これらの道（知的そして政治的なもの）に沿ってなすべき多くの仕事がある。発展途上の国々では、社会的扶助の包括的制度的最初の材料を構築するために、もっと多くのなすべきことがある^(*)。しかし、次の2か国がとくに興味深いのは、重要な既存の成果のうえに、どのようにしてベーシックインカム・プロジェクトが構築可能であるか、これを基にそれがどのようにしてさらなる前進を促進し、導くことができるかの両面を示しているからである。一つは南アフリカであるが、同国はアパルトヘイト体制の最後の年以降、圧倒的多数の黒人人口中の当該年齢層に対して、包括的な無拠出型の手当を支給する老齢年金制度を運用している。これは、アフリカ大陸全体のなかで、もっとも強力な再分配制度となっていることは疑いない。^(**) これを背景にして、普遍的なベーシックインカム制度を求め、驚く程に精力的なキャンペーンが立ち上げられた。それには、労働組合、教会など多数の組織が支援している。^(***) もう一つの国はブラジルである。労働党の最初の上院議員 Eduardo Suplicy が 1990 年代初期から「マイナス所得税」的な包括的最低限所得保障の導入のためのキャンペーンを行っている。^(****) 同国では、自治体レベルで（後に連邦の支援のもとで）、義務教育就学と結合した、多数の家族所得援助制度が運用されている。多数の人々、とりわけ Suplicy 自身が国民全部に対する無条件のベーシックインカムの最終的な実施のためのたたかひの実験と要求を重ねている。

より大がかりな所得保障に向けた、これらを含む道に沿ったたたかひは、もちろん、すべての児童への質の高い基礎教育やすべての人への質の高い基礎的医療ケアの提供の優先的な重要性を無視するものではない。ここで提唱し、必ず広範に広がった現実のものとなるべきモデルにとってより重要なことは、もっとも困難で、命運をかけたたたかひが、一見して非常にかけ離れているように見えるテーマを巡ってたたかわれる必要があるだろうことである。公共行政の効率性と説明責任の確保、移住の規制、[EUのような] 超国家的な諸機関の適切な選挙制度をデザインし、執行機関を構築すること、などである。しかし、こうした数々のたたかひは、公正で解放的な社会における分配制度の核に関する、明瞭で首尾一貫した見取り図に導かれるならば、方向性と力を獲得できるであろう。

(*) Van Parijs 2002 年、参照 (***) Case & Deaton 2000 年、参照 (***) Matison & Seekings 2002 年、参照 (***) Suplicy 編 1992 年、参照 (****) 例: Suplicy & Buarque 1996 年、Sposati 編 1997 年、参照 (*****) Suplicy 2002 年